

財 関 第 5 0 4 号
令 和 3 年 6 月 30 日

各 稅 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 稅 局 長 田 島 淳 志

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和3年7月1日（ただし、下記第4、第5Ⅰ、第5Ⅲ、第6、第7については令和3年9月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように

改正する。

(I 税関様式の一部改正)

次に掲げる様式をこれに対応する別紙 5-1 に掲げる様式に改める。

税関様式C第 1020 号

税関様式C第 5020 号

税関様式C第 1030 号

税関様式C第 5025 号

税関様式C第 3340 号

税関様式C第 5050 号

税関様式C第 3410 号

税関様式C第 5210 号

税関様式C第 5010 号

税関様式P第 8100 号

税関様式C第 5015 号

税関様式F第 1250 号

(II 税関様式の一部改正)

税関様式C第 2130 号を別紙 5-2 のように改める。

(III 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 5-3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 6 国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について（昭和46年4月28日蔵関第849号）の一部を次のように改める。

別紙様式 1 を別紙 6-1 のように、別紙様式 2 を別紙 6-2 のように改める。

第 7 ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和46年8月21日蔵関第1640号）の一部を次のように改める。

別紙様式を別紙 7 のように改める。